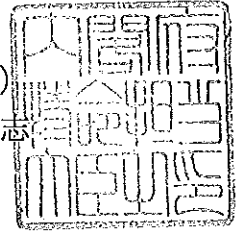


消取引第134号
平成23年8月25日

消費者委員会委員長
松本 恒雄 殿

内閣府特命担当大臣（消費者）
細野 豪志



「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」に対する

消費者庁における対応の実施状況について

平成23年5月13日付け府消委第111号「マンションの悪質な勧誘の問題
に関する建議」について、別紙のとおり実施状況を報告いたします。

「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」に対する
消費者庁における対応の実施状況について

- 1 建議事項②のうち、「消費者庁は、特商法に基づき行う電話勧誘販売・訪問販売事業者に対する立入検査、証拠収集、事実認定等の実施方法に係る関係資料等を提供」することについて

消費者庁より、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）に基づく立入検査等の関係資料を提供した。

また、地方公共団体職員及び地方支分部局職員等に対し、平成23年6月に消費者庁が実施した、「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（初任者研修）」のうち、特商法に関する研修に、国土交通省本省及び悪質勧誘の多い地方整備局並びに都道府県の宅建業法担当職員が参加した。

さらに、平成23年9月に実施される「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」についても、国土交通省本省及び地方整備局並びに都道府県の宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）所管部局担当職員の参加を予定しているところである。

- 2 建議事項③における、「関係省庁（国土交通省及び消費者庁）は、上記閣議決定、都道府県等からの法制上の対応に係る意見を踏まえ、規制の実効性確保を図る観点から、①再勧誘の禁止、②長時間・夜間勧誘等の禁止、③威迫行為に対する罰則強化、④勧誘時における販売目的・業者名の告知、⑤クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等の措置について検討すること」について

平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」及び本建議を踏まえ、悪質勧誘にかかる実態を把握する観点から、国土交通省にて平成17年度以降、PIO-NETに登録されている相談情報について調査・分析を実施した。

その結果を踏まえ、勧誘に係る禁止行為を規定している宅建業法施行規則（消費者庁共管）第16条の2を改正することとし、①宅建業者の名称、勧誘目的の明示の義務化、②再勧誘の禁止、③迷惑な時間帯の電話・訪問勧誘の禁止、④深夜勧誘により困惑させる行為の禁止、を明確化する改正案を作成した。

当該施行規則改正案については、平成23年7月26日よりパブリック・コメントを実施しているところであり、今後8月下旬の公布、10月上旬の施行を予定している。

以上